

消費税率引上げに伴う上下水道料金の改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるに伴い、上下水道料金が改定されます。

◎ 水道料金（口径が13～25mm、使用量0～16m³の2ヶ月分の基本料金）（円）

	基本料金	消費税	合計
改定前（8%）	2,800	224	3,024
改定後（10%）	2,800	280	3,080

◎ 下水道使用料（使用量0～16m³の2ヶ月分の基本料金）（円）

	基本料金	消費税	合計
改定前（8%）	2,000	160	2,160
改定後（10%）	2,000	200	2,200

※ 基本料金を超えて使用した場合は、超えた分にも消費税が加算されます。

【経過措置】

今回の改定により、10月1日以降の上下水道料金の消費税率は、原則として10%となりますが、**10月1日以前から継続して水道等をご利用しているお客さま**には、以下のような経過措置が適用されます。

◎ 偶数月検針のお客様：10月検針分まで8%、12月検針分から10%になります。

令和元年度	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
上下水道料金の消費税率		8% 検針		8% 検針		10% 検針	

◎ 奇数月検針のお客様：11月検針分まで8%、1月検針分から10%になります。

令和元年度	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
上下水道料金の消費税率			8% 検針		8% 検針		10% 検針

※ 上下水道の利用開始日が令和元年10月1日以降の方につきましては、料金は原則どおり10%の消費税率が適用されます。

お問合せ先：高鍋町役場 上下水道課

☎ 0983-22-1341（上水道に関すること）

☎ 0983-22-1601（下水道に関すること）